



あしたのために

令和6年6月20日
東京都立立川学園校長
市川 裕二

5月号では、聴覚障害教育部門の準ずる教育課程で学んでいる、高等部、中学部、小学部の進路に関する内容を掲載いたしました。

今回は、聴覚障害教育部門の重複学級、特に高等部の学習や進路に関して掲載いたします。知的障害教育部門で学んでいる御家庭にも参考にいただければ幸いです。特に「福祉的就労の場」は、将来に関係する内容だと思っておりますので、御一読ください。

重複学級の学習・進路 (聴覚障害教育部門)



本校では、重複学級を小学部は「すぎな」、中学部と高等部では、「3組」と称しています。

今号では、高等部3組の学習内容や進路について触れていきます。

1 毎日の学習

高等部3組では、「社会自立」と「就労自立」の2つのグループに分かれて学習を行っています。学習する教科に違いはありますが、卒業後の生活に必要な力を個々の実態に合わせて学習を積み重ねていくことを目標としていることには変わりありません。また、習熟度別の学習(国語・数学)、3組全員での学習(1～3年/体育)普通学級の生徒とともに各学年で行う学習(総合的な探究の時間)も設定されています。

授業内容は、主に知的障害の特別支援学校に準じています。特徴あるものとして「職業」と呼ばれる働くことを学ぶ教科や、複数の教科の指導を合わせて行う「作業学習」(座学のみではなく、清掃や食品加工、もの作りなど作業的な学習)「日常生活の指導」「生活単元学習」などがあります。

これまでの学習をさらに積み上げていくことに加え、高等部卒業後の社会生活で求められる力を身に付けられる内容で構成されています。

2 卒業後の進路にむけて

進路先を見出すにあたり、進路見学や企業や福祉事業所での現場実習の機会を設定しています。生徒自身が実際の現場で働く経験を通して、仕事内容への適性を知り、働く力を高める大きなきっかけとなっています。現場実習は複数回行い、進路希望を絞り込んでいきます。

進路先は一般企業や特例子会社への就職、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護等の福祉的就労等、多岐に渡っています。企業で働く卒業生は店舗での品出しや接客、データ入力、構内清掃などに従事しています。また、卒業後に、居住地域の就労移行支援事業所に進んだ後、企業に就職した例も最近増えています。

福祉的就労の場 ～障害者総合支援法に基づく働く場～ (両部門共通)

(1) 就労継続支援事業所

一般企業で働くことは難しくても、支援を得ながら働ける、働きながら自分の生活を充実させることができます。障害者総合支援法に基づく福祉サービスとして、就労継続支援事業(A型/B型)があります。

	A型事業所	B型事業所
対象	・一般企業での勤務が難しいが、一定の支援のもとで継続して働くことができる方	・企業等で雇用契約を結んで働くことが困難な方
特徴	・一般就労に近い職場環境で、障害などに理解のある職場スタッフのサポートを受けながら働く。 ・事務的な内容から喫茶サービスや食品製造・販売に至るまでさまざま。	・個々の実態に合わせた仕事内容や支援ツールが用意されている。 ・作業内容は受注作業、食品製造・販売、施設清掃など。行事も設定されている。
利用に際して	・雇用契約を結ぶ →地域別の最低賃金が適用され、「給与」が支給	・利用契約を結ぶ →作業実績等に応じて「工賃」が支給
主な事業所	・事業所数は多くない ・精神障害者を主対象とする事業所が比較的多いが、聴覚障害者のみに特化した事業所はない	・各区市町村に複数の事業所がある。 ・知的障害者を主対象とする事業所が多い。 ・聴覚障害者に特化した事業所は極めて少ない。

A型とB型の一番の違いは、雇用契約を結ぶかになります。A型は雇用契約を結ぶため、「サポートを受けながらも、一定の作業水準を維持して働き、給与を得る働き方」になります。仕事内容は「喫茶店での接客」「工場のライン作業」「農作業」などになります。B型は雇用契約を結ばないため、「仕事を通して充実した生活を送り、地域の中で自分の目標をもちながら仕事をし、作業実績に応じて工賃を得る働き方」となります。仕事内容は、「会社の下請け作業」「パン・クッキーなどの製造」「清掃作業」などになります。

また、けがなどの補償にも違いがあります。A型は雇用契約を結んでいるので、労災保険による給与の補償があります。それに対して、B型は事業所ごとの保険で補償されます。(工賃の補償はありません)

(2) 生活介護事業所

地域で生活するために常に介護が必要とする方に対し、自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上を目的として通所により様々なサービスを提供し、障害のある方の社会参加と福祉の増進を支援します。活動内容は事業所により幅広く設定され、創作活動や生産活動が設定されています。

生活介護事業所	
対象	・障害者総合支援法における支援度が3以上の方
利用期間	・期限なし
特徴	・各区市町村に複数の事業所がある。 ・聴覚障害者に特化した事業所は少ない。 たましろの郷(青梅市) ふれあいの里 どんぐり(埼玉県毛呂山町) 等

来月号は、高等部重複学級の校内実習の様子を紹介したいと思います。

夏期進路講演会について (知的障害教育部門)

5月末に御案内を配布したように、知的障害教育部門保護者対象に進路講演会を開催します。

日時：7月22日(月) 13:30～15:30 場所：本校 第2会議室

テーマ：「卒業後の生活のために、今できること」 講師：臨床発達心理士 磯部裕子先生

参加申込書を7月5日までに担任に御提出ください。お問い合わせは、担任を通じて、進路・キャリア支援部知的障害教育部門(小：田辺、中：楠)までお願いします。